告示

○環境省告示第一号
厚生労働省
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項第六号の規定に基づき、新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準（平成二十一年環境省告示第二号、厚生労働省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　［略］	第１　［略］
第２　新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとは、以下の１又は２に該当する化学物質をいうものとする。	第２　新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとは、以下の１又は２に該当する化学物質をいうものとする。
１　次に掲げるすべての要件を満たす高分子化合物	１　次に掲げるすべての要件を満たす高分子化合物
⑴　物理化学的安定性試験において、次の安定性の基準に該当すること。	⑴　物理化学的安定性試験において、次の安定性の基準に該当すること。
ア　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で１％を超える溶存有機炭素濃度（以下「ＤＯＣ」という。）の変化（ＤＯＣの変化による判断が適切でない場合は、２％を超える被験物質の重量の変化）がないこと。	ア　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で２％を超える被験物質の重量の変化がないこと。
［削る］	イ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で５ppmを超える溶存有機炭素濃度（以下「ＤＯＣ」という。）の変化がないこと。
イ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後でＩＲスペクトルの変化がないこと。	ウ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後でＩＲスペクトルの変化がないこと。
ウ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で被験物質の分子量の変化がないこと。	エ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で被験物質の分子量の変化がないこと。
⑵　酸・アルカリに対する溶解性試験において、試験前後で１％を超えるＤＯＣの変化（ＤＯＣの変化による判断が適切でない場合は、２％を超える被験物質の重量の変化）がないこと又は基本骨格部分が陽イオン性を示さないこと。	⑵　酸・アルカリに対する溶解性試験において、試験前後で２％を超える被験物質の重量の変化がないこと又は基本骨格部分が陽イオン性を示さないこと。
⑶　水及び有機溶媒に対する溶解性試験において、水に対して試験前後で１％を超えるＤＯＣの変化（ＤＯＣの変化による判断が適切でない場合は、２％を超える被験物質の重量の変化）がなく、かつ有機溶媒に対して試験前後で２％を超える被験物質の重量の変化がないこと。	⑶　水及び有機溶媒に対する溶解性試験において、いずれの試験溶媒に対しても、試験前後で２％を超える被験物質の重量の変化がないこと。
⑷　［略］	⑷　［略］
２　［略］	２　［略］
第３　基準に該当するかどうかの評価については、以下の試験方法によることとする。	第３　基準に該当するかどうかの評価については、以下の試験方法によることとする。
１　［略］	１　［略］
２　被験物質の調製	２　被験物質の調整
平均分子量が最も小さいものを被験物質とする。ただし、合成時に溶媒に溶解又は分散している場合には、化学物質の性質を変えずに溶媒から高分子化合物を単離して被験物質とすること。	平均分子量が最も小さいものを被験物質とする。ただし、合成時に溶媒に溶解又は分散している場合には、化学物質の性質を変えずに溶媒から高分子化合物を単離して被験物質とすること。
３　試験方法	３　試験方法
⑴　物理的化学的安定性及び酸・アルカリに対する溶解性試験法	⑴　物理的化学的安定性及び酸・アルカリに対する溶解性試験法
ア　［略］	ア　［略］
イ　試験液のpHとその調製　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）における試験法ガイドライン（ＯＥＣＤ理事会	イ　試験液のpH　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）における試験法ガイドライン（ＯＥＣＤ理事会決定［Ｃ(81)